

独立保証報告書



イビデン株式会社 殿

ビューローベリタスジャパン株式会社(以下、ビューローベリタス)は、イビデン株式会社(以下、イビデン)の委嘱に基づき、イビデンによって選定されたサステナビリティ情報に対して限定的保証業務を実施した。この保証報告書は、以下に示す業務範囲内に含まれる関連情報に適用される。

選定情報

限定的保証業務における我々の業務範囲は、イビデンコーポレートサイト(以下、Web サイト)内の「環境への取り組み」ページ及び「環境データ集」ページにて公開される、又は内部管理を目的としてイビデングループの内部で報告された、2021年4月1日から2022年3月31日までの期間の、以下の情報(‘選定情報’)に対する保証に限定される。

- ・イビデンの国内9拠点、国内グループ会社6社(10拠点)、海外グループ会社10社(10拠点)の事業活動に伴う、エネルギー使用量及び温室効果ガス(CO₂、CH₄、N₂O)排出量
- ・イビデンの国内9拠点、海外グループ会社1社(1拠点)における再生可能エネルギー使用量
- ・GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standard に基づいて算定されたスコープ3排出量のうち、カテゴリ2, 3, 4, 5, 6, 7の排出量
但し、各カテゴリにおける算定範囲はイビデンの決定に基づく。

報告規準

Web サイト内に含まれる選定情報は、Web サイトに記載された報告規準と共に読まれ理解される必要がある。内部管理を目的としてイビデングループの内部で報告された選定情報は、イビデンによって策定された内部報告規準と共に読まれ理解される必要がある。

限定と除外

以下に関する情報のいかなる検証も、我々の業務範囲からは除外される。

- ・定められた検証期間の外での活動
- ・選定情報として挙げられていない他の情報

限定的保証は、リスクに基づいて選択されたサステナビリティデータのサンプルと、これに伴う限界に依拠している。この独立報告書は、存在するかもしれないすべての誤り、欠損、虚偽表示を検出するための根拠とされるべきではない。

責任

Web サイト内の選定情報の作成と提示は、イビデン単独の責任である。

ビューローベリタスは Web サイト又は報告規準の作成に関与していない。我々の責任は、以下の通りである。

- ・保証業務の実施により、選定情報が報告規準に準拠して作成されたかどうかについて、限定的保証を行うこと
- ・実施した手続きと入手した証拠に基づいて、独立した結論を形成すること
- ・我々の結論をイビデンに報告すること



評価基準

我々は、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (Effective for assurance reports dated on or after December 15, 2015) に準拠して業務を実施した。

温室効果ガスについては、ISO14064-3(2019): Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements の要求事項に従って検証を実施した。

実施した業務の概要

我々の独立した検証の一環として、我々の業務には以下が含まれる。

1. イビデンの担当者へのインタビューの実施
2. 用いられた想定の評価を含む、選択された情報をまとめるために使用されたデータの収集及び集計プロセスと、データの対象範囲及び報告範囲の確認
3. イビデンによって提供された文書による証拠の確認
4. 定量的なデータの集計と分析のためのイビデンのシステムの確認
5. リスクに基づいて選定された以下の 3 箇所のサイト又は部門への訪問実施による、データの源流を遡ってのサンプルの検証
 - ・イビデン 生産推進本部 GX 推進部
 - ・イビデン 青柳事業場
 - ・イビデン物産株式会社
6. 選定情報についての集計計算の再実施
7. 業務活動の変化、買収及び譲渡を考慮した、選定情報の前年値に対する比較

限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務よりもその種類と時期が多様であり、その範囲が狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証よりも相当に低い。

検証された温室効果ガス排出量

我々は、ISO14064-3(2019)の要求事項に従って、温室効果ガス排出量の検証を実施した。

イビデンによって作成された温室効果ガスに関する主張において検証されたデータは、以下の通りである。

	温室効果ガス 排出量 [t-CO ₂ e]	算定範囲
スコープ 1	182,567	イビデンの国内 9 拠点、国内グループ会社 6 社(10 拠点)、海外グループ会社 10 社(10 拠点)の事業活動に伴う温室効果ガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O)排出量
スコープ 2 (マーケット基準)	399,749	
スコープ 3 (カテゴリー 2, 3, 4, 5, 6, 7)	291,733	GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standard に基づいて算定されたスコープ 3 排出量のうち、カテゴリー 2, 3, 4, 5, 6, 7 の排出量 但し、各カテゴリーにおける算定範囲はイビデンの決定に基づく。

スコープ 3 排出量の内訳は以下の通り。

カテゴリー	t-CO ₂ e	カテゴリー	t-CO ₂ e
2	168,575	5	8,988
3	91,525	6	1,689
4	15,170	7	5,786



結論

上述した我々の方法と活動に基づき、

- ・選定情報が、報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、すべての重要な点において認められなかった。
- ・イビデンは、我々の保証業務の対象範囲における定量的なデータについて、収集・集計・分析のための適切な仕組みを構築していると考えられる。

独立性、健全性及び能力の表明

ビューローベリタスは、190年以上の歴史を有する、品質・環境・健康・安全・社会的責任に特化した独立の専門サービス会社である。保証チームは、環境・社会・倫理・健康及び安全の情報・システム・プロセスに対する検証の実施において幅広い経験を有している。

ビューローベリタスは、世界的に認められた品質管理基準の要求事項に適合する品質管理システムを運用しており、従って倫理的な要求事項、専門的な基準及び適用可能な法規制上の要求事項への適合に関する文書化された方針や手順を含む、品質管理の包括的なシステムを維持している。

ビューローベリタスは、従業員が日々の業務活動において、誠実性、客観性、専門的な能力と配慮、機密保持、専門家としての態度、及び高い倫理基準を維持することを確実にするために、国際検査機関連盟(IFIA)の要求事項を満たす倫理規程を、業務全体に対して実施し適用している。

ビューローベリタスジャパン株式会社

横浜市中区日本大通 18 番地

2023 年 1 月 31 日

